

令和元年6月11日
教育指導課

区立学校教職員の服務事故に伴う処分について

区立学校教職員の服務事故について、東京都教育委員会より処分の発令がなされたので報告する。

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校
- (2) 職 名 教諭
- (3) 年 齢 27歳
- (4) 性 別 男性
- (5) 処分内容 減給10分の1 3月
- (6) 発令年月日 令和元年6月6日
- (7) 処分理由

平成30年10月23日午後3時40分頃、勤務校において、当時同校第4学年男子児童を指導した際、右手のひらで同児童の頭頂部をたたき、右手の拳で同児童の頭頂部を殴る、及び右足の甲で同児童の足首を8回蹴るとともに、体罰について速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠るなどした。